

設備投資に対する税制等の支援を受けたい

地域経済牽引事業

産業集積、観光資源、特産物、技術、人材など地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を行う企業を支援します。

対象者

福岡県内で地域経済牽引事業を行う企業

内容

主な支援措置は下記のとおりです。

(1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

	税額控除	特別償却
機械・装置、器具・備品	4%	40%
※上乗せ要件を満たす場合	5%	50%
建物及び附属設備、構築物	2%	20%

設備の取得期限：
令和5年3月31日

※直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

■要件

- ・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設
- ・対象施設、設備の取得価額の合計額が2,000万円以上 等

(2) 不動産取得税の課税免除（県）

(1)の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

■要件

- ・取得した土地建物について取得価額の合計額が1億円を超えるものが対象（農林漁業及びその関連業種は5千万円を超えるもの）

(3) 固定資産税の減免（市町村）

当該事業の用に供するために取得した固定資産に係る固定資産税を減免

※減免の有無や要件は、市町村によって異なります。

活用方法

この制度の適用を受けるには、県による地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があります。

なお、課税の特例措置の適用を受けるためには、県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国による事業の先進性等の確認が必要です。手続きについては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課産業特区推進室

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 e-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiikimirai.html>